鹿児島県社会福祉法人経営者協議会



2017年1月第20日

黑木隆之 書

第4回経営者大会開催あいさつ(全文)



鹿児島県社会福祉法人経営者協議会 会長 伊東 安男

第4回経営者大会開催にあたって一言ご挨拶を申し上げます。

今回の大会は例年より早く致しました。それは、1、2月は気候的に不順で講師の方々の飛行機便や離島の方々の船便等を考慮してこの時期にいたしました。

本日はご来賓として、鹿児島県保健福祉部の古薗部長様、県社会福祉協議 会の仮屋会長様においで頂きました。心からお礼を申し上げます。

■ この社会福祉大会も4回目を数えました。1 県でこうした大きな大会を 開催するというのは全国的にもあまり例がないと言われております。今年も 260 名余りの方々に出席をいただいております。また、鹿児島県経営者協 議会では昨年から刑余者に関する調査や研修を行っております。地域貢献・ 社会貢献の一環として今年も続けて参りたいと考えております。

現在、私ども社会福祉法人を取り巻く現状はきわめてきびしく、社会福祉 法の改正の詳細がこの 11 月 11 日には政省令の公布がなされました。これ から具体的な方策を考えなければならなくなりました。

理事・評議員会のあり方や財務表の開示、それに一定額以上の財源を有する場合には会計監査人設置法人として公認会計士を置くことなどがうたわれております。

私どもの社会福祉法人は、先人達が資材をなげうって、血のにじむような 努力を重ねて今日に至りました。そうして、作り上げた社会福祉法人の灯を 消してはなりません。

今日の少子高齢社会の担い手は社会福祉法人であることは言うまでもありません。しかし、雇用条件の悪化から福祉現場に若い方の応募がほとんどありません。介護報酬は下がる中で、退職共済も保育を除いてはすべて事業所負担ということになりました。まさに、社会福祉法人にとりましては冬の時代です。また、課税問題も依然としてくすぶっております。

今こそわれわれ社会福祉法人は一致団結し、この苦しい状況を乗り越えな ければなりません。

今回の大会は全国の経営者協議会からの基調報告、それに介護・高齢、障害、 児童の分科会を設け、全国経営協の役員の方及び大学の教授の方に講師とし ておいで頂いております。そして記念講演には福祉の神様として全国的に有 名な阿部志郎先生においでいただきました。先生は今年 90 歳の卒寿を迎え られました。横須賀キリスト教社会館で 50 年に亘って館長をお勤めになり ました。鹿児島でご講演をいただけることは、望外の喜びでございます。

この大会が皆様にとりまして意義深いものでありますよう祈念いたしまして、開催のあいさつとさせていただきます。



「知事への要望」活動で福祉政策について知事へ要望書を提出

県知事に対する県経営協及び各種別協との懇談会(「知事への要望」活動)を平成28年 10月6日(木)に開催しました。出席者全員で三反園知事と面会し、伊東経営協会長から全体の要 望を行いました。また、各種別協の会長からも直接福祉施策等及び予算確保等について知事要望を 行い、ご理解と対応等のお願いをしました。知事要望に先立ち、各種別協ごとに提出された要望内容 について、県保健福祉部長、県民生活局長、関係担当課長に対して、伊東経営協会長をはじめ各種別 協会長から具体的な要望事項を伝えることができました。

要望事項に対する回答につきましては、後日皆様にご報告いたします。

『要望一覧』

I「社会福祉法人経営者協議会」

1 社会福祉法人の法人税非課税等の堅持について

Ⅱ「老人福祉施設協議会」

- 1 人材確保について
- 2 介護保険の加入年齢について
- 3 特養の入所要件について
- 4 社会福祉法人の課税について
- 5 高齢者の地方移住促進事業について
- 6 養護老人ホーム利用料等取扱基準について 7 経費老人ホーム利用料等取扱基準について

Ⅲ「地域包括・在宅介護支援センター協議会」

1 在宅介護支援センターについて

IV「知的障害者福祉協会」

- 1 安全・防犯・防火対策について
- 2 大規模災害時の在宅生活者への支援拡充について
- 3 就業・地域生活者の支援について
- 4 人材確保について
- 5 障害児の支援について
- 6 地域貢献活動について

V「児童養護協議会」

- 1 人材確保について
- 2 家庭養護推進にかかる支援機関へのサポート 体制の充実について

VI 「保育連合会」

- 1 子育て支援関連予算財源の確保について
- 2 社会福祉施設職員退職共済制度の維持・堅 持について
- 3 保育者不足解消に向けた取組みについて
- 4 保育体制強化に向けた取組みについて

Ⅷ「障害者支援施設協議会」

1 防犯対策や防犯ガイドラインについて

Ⅷ「授産施設協議会」

1 障害者就労事業所等における工賃向上に向け た取り組みへの支援について

IX「乳児福祉協議会」

- 1 里親候補の選定方法について
- 2 低出産体重児 (2,300g未満) に対する 「病虚 弱児加算」の適用について



(三反園知事と要望活動者一同)



(県保健福祉部長及び県民生活局長への個別要望)



(知事への全体要望)

「第4回鹿児島県社会福祉法人経営者大会」の終了報告

~社会福祉法人制度改革への対応~

11月22日(火)、鹿児島市内のホテルにおいて、255名の参加をいただき第4回社会福祉法 人経営者大会を開催いたしました。

伊東経営者協議会会長の社会福祉法人に対する想いをこめた開会のあいさつの後、古薗県 保健福祉部長及び仮屋県社会福祉協議会会長から来賓祝辞をいただきました。

柿添協議員が今大会の大会宣言(案)を朗読し、会場の大きな拍手のもと、大会宣言として承認されました。【承認された大会宣言 P4に掲載】

基調講演は、全国経営者協議会の保育事業経営委員長 宮田裕司氏による「改正法を活かした社会福祉法人の法人経営」と題して、改正社会福祉法の平成29年4月1日施行に向けた政省令が11月11日付けで厚生労働省から出されたことを受け、最新の情報に基づく講演がなされました。

次に、全国経営者協議会事務局職員 玉置隼人氏による「改正法に伴う実務説明」として 改正法施行に向けたチェックポイントの説明がありました。

記念講演では、福祉の神様として全国的に有名な阿部志郎氏に「愛し愛されて〜福祉への 道〜」と題する講演で福祉に対する想いを熱く語っていただきました。

午後からは、県内外の専門の講師を招き3分科会に分かれて、経営協の「研修・広報部会」 委員の司会のもと、分科会ごとに、講演、講師と参加者との意見交換等が行われました。

なお、大会終了後には、講師、来賓を含め参加者による「懇親会」も開催され、友好を深めるなど有意義なものとなりました。

県経営者大会は、社会福祉法人の皆様が一堂に会し、社会の要請に応える社会福祉の信頼 を更に得るための方策等を研究・協議することで、共通認識を深め、もって社会福祉法人の 質の向上に資すことを目的としています。

次回も、更に充実した大会になるよう努めていきます。



(伊東会長あいさつ)



(古薗保健福祉部長の来賓あいさつ)



(全国経営協 宮田氏による講演)



(記念講演 阿部志郎先生)



第2分科会(障害分野)久木元氏による講演

【H28.11.22経営者大会で承認された大会宣言】

大会宣言

社会福祉法人の源流は、社会事業家とよばれる私たちの先達が支援を必要とする人びとに私財を投じて 手をさしのべてきた「慈善」の精神に基づく実践にあります。

社会福祉法人の先達の優れた実践は、新たな理論や技術を生み出し、その営みの繰り返しがわが国の社会福祉制度を築いてきました。

私たち社会福祉法人は、それぞれの地域においてその法人理念に基づく主体性のある自律的な経営を行うことで、質の高い福祉サービスを継続して提供するとともに、制度の狭間にある多様な生活課題や福祉ニーズに積極的に対応していきます。

そうした実践に加えて、社会福祉法人の高い公益性・非営利性にふさわしい経営組織の構築、事業の透明性の向上に一層取り組み、それぞれの社会福祉法人がさらなる発信と「見せる化」を進めることで、今後も社会福祉の主たる担い手として社会の信頼と支持を得ることが不可欠であると考えます。

鹿児島県社会福祉法人経営者協議会会員法人は、すべての県民の豊かな生活の実現に向けて、次のことに全力で取り組みます。

私たち社会福祉法人は、

- 1. 利用者の生命、身体等の安全と人権を守り、福祉サービスの質の向上をはかります
- 1. 県民の負託に応える公益性・非営利性の高い法人経営を実現します
- 1. 福祉人材の確保及び一層の処遇向上、働きやすく魅力ある職場づくりを進めます

以上、宣言します。

平成28年11月22日 第4回鹿児島県社会福祉法人経営者大会

【定款作成の留意点等について、下記のとおり全国経営協から連絡がありました。(P4~P5)】

租税特別措置法第40条の特例の適用を受けるに当たっての留意点等について (平成28年11月11日/福祉基盤課事務連絡等により作成)

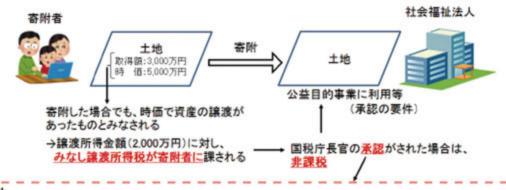
全国経営協事務局

1. 特例の概要

- 個人が法人に対して土地、建物などの財産を寄附した場合には、これらの財産は寄附時の時価で譲渡があったものとみなされ、これらの財産の取得時から寄附時までの値上がり益がある場合には、寄附者の所得税の課税対象とされる(所得税法第59条第1項第1号)。
- 一方、これらの財産を社会福祉法人を含む公益法人等に寄附した場合において、一定の要件を満たすものとして 国税庁長官の非課税の承認を受けたときは、この所得税について非課税とする制度が設けられている(租税特別 措置法第40条第1項)。

(参考) 社会福祉法人に係る租税特別措置法第 40 条の適用の件数は 70 件程度 (H26.7.1 ~ H27.6.30)

租税特別措置法 40 条によるみなし譲渡所得税等に係る特例措置



承認の要件

- ■① 寄附が、教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与すること。
- □ ② 寄附財産が、その寄附日から2年を経過する日までの期間内に寄附を受けた公益法人等の公益目的事業の用に直接 供され、又は供される見込みであること。
- ③ 寄附により、寄附した人の所得税の負担を不当に減少させ、又は寄附した人の親族等の相続税や贈与税の負担を不当に減少させる結果とならないと認められること。

2. 国税庁長官の非課税の承認を受ける際の留意事項(社会福祉法人が受贈法人)

(前提) 租税特別措置法第40条の特例の適用を受けるか否かは各法人の判断であり、所轄庁が一律に指導するものではない。

当該適用を受けるにあたっては、社会福祉法等における規定を遵守するほか、次に掲げる事項が<u>定款に規定</u> <u>されていることが必要となる。</u>(主な項目を抜粋)

① 社会福祉法等における親族等特殊関係者の制限及び租税特別措置法施行令第25条の17第6項第1号で 定める親族等特殊関係者に関する規定が規定されていること。

社会福祉法の規定 = 三親等以内の親族、配偶者

租税特別措置法の規定=六親等内の血族、配偶者、三親等内の姻族

※ 要件を満たす定款上の規定ぶりは、全国経営協モデル定款Ⅰ、Ⅱを参照。

モデル定款Ⅰ、Ⅱ 第七条 (評議員の資格)

- ② 残余財産の帰属先については、国若しくは地方公共団体又は他の公益法人等に帰属する旨の定めがあること。なお、定款例のとおり規定されている、または、社会福祉法人に帰属先が限定されていても問題はない。
 - ※ 全国経営協モデル定款 I 第四十条 (残余財産の帰属)

〃 Ⅲ 第四十一条 (残余財産の帰属)

- ③ 評議員の定数 (現在数) は、理事の定数 (現在数) を超える数であること。
- ⇒ 租税特別措置法の特例の適用を受けようとしている法人は、評議員数の経過措置を使うことはできない。 (当初から理事数を超える評議員数を選任することが必要。)
- ④ 重要事項の議決のうち、以下の事項については、
 - 理事会における理事総数(現在数)の三分の二以上の同意
 - 評議員会の承認

を必要とすること。(次頁「注|参照)

「事業計画及び収支予算」

「基本財産の処分」

「臨機の措置」(予算外の新たな義務の負担及び権利の放棄)

「公益事業・収益事業に関する重要な事項※ |

※公益事業・収益事業を行う法人に限る。

- ⇒ 「事業計画及び収支予算」について評議員会の承認を要するので、評議員会を 最低でも年に2回開催する必要がある。(「補正予算」をくむ場合には、別途、評議員会を開催。)
- ☆今後、会計専門職の協力をも得ながら、<u>上記の特例以外の社会福祉法人税制※</u>と 定款記載事項の検証と、 各記載事項の実際の運用、適用についてより具体的な解説等を会員法人にお示ししていく必要があるもの と考えている。

(例えば、過去に租税特別措置法第 40 条の特例の適用を受けた場合、今般の定款変更に際してその要件を あらためて満たす必要があるか、等)

※ 租税特別措置法 33 条の 4 (土地収用等の 5,000 万円特別控除) について、定款の規定ぶりとは関係しないことは福祉基盤課に確認済み。

[注]

同意:個々の理事が「賛成」の意思を表示すること。

|承認:機関(理事会、評議員会)がその行為について同意(= 「賛成」の意思を表示) すること。

第2回社会福祉法人会計研修終了報告

~会計実務の資質向上と課題処理に向けて~

平成28年度第2回社会福祉法人会計研修を平成28年10月7日(金) 鹿児島市内のホテルにおいて182名の参加のもとで開催いたしました。

今回は、社会福祉法の改正に伴う会計処理実務の改正内容 の講義、新会計基準移行後の決算などの会計処理業務、日頃 の会計実務を経て提出された質疑応答に対して具体的に分かり やすく説明及び助言しました。会計研修終了後には、各施設の 具体的事案に対する個別相談も実施いたしました。

今後とも、新会計基準等の質疑につきましては、「経営相談 コーナー」の活用をお願いいたします。



平成28年度 第3回「社会福祉法人会計研修」開催ご案内

- 1 趣 旨 社会福祉法人における財務管理の適正を期するためには、関係法令・通知及び内部経 理規程等基準の理解が必要です。このため、社会福祉法人の「新会計基準」に基づき、 決算に向けた手続き等の復習及び会計処理並びに講師に寄せられた質問事項例に基づ き研修し、会計業務の理解を深めることを目的とします。
- 2 主 催 鹿児島県社会福祉法人経営者協議会
- 3 日時・場所 【奄 美 会 場】平成 29 年 1 月 26 日(木) 13 時から 16 時まで 奄美サンプラザホテル 3 階 桜の間

(奄美市名瀬港町2-1 電話 0997-53-5151)

【鹿児島会場】平成 29 年 2 月 8 日(水) 13 時から 16 時まで 城山観光ホテル 5 階「飛天の間」 (鹿児島市新照院町 41-1 電話 099-224-2211)

- 4 講 師 公認会計士 宮川秀樹氏 (宮川公認会計士事務所)
- 5 研修内容 ◎テーマ:「社会福祉法改正に伴う会計処理」

①社会福祉充実残額の計算 ②決算処理 ③質問・回答

6 受講手続き 各法人にお知らせした「会計研修受講申込書」により、FAX又は郵送で県社会福祉 協議会・福祉施設経営相談コーナーにお申込みください。

電 話 099-257-9885 FAX 099-250-9358

7 申込締切日 【受講申込の締切日】

●奄 美 会 場: 平成 29 年 1 月 19 日 (木) ●鹿児島会場: 平成 29 年 1 月 31 日 (火) ※重複受講は差し支えありません。(受講料は別)

県社会福祉施設経営相談コーナー

県社会福祉施設経営相談コーナーでは、職員を配置し、文書、電話等により法人経営施設運営 に関する相談を受け付けています。

秘密は厳守され相談は無料ですのでお気軽に御利用ください。

- ◇専任指導員1名
- ◇兼任指導員(公認会計士)1名
- ◇顧問弁護士 (県経営協による委嘱。内容により弁護士会所定料金が必要)
- ◎連絡先: TEL 099-257-9885 FAX 099-250-9358
- ◎担 当:寺田

「新年を迎えるにあたって」

社会福祉法人曙福祉会 理事長 佐野公 一

新年明けましておめでとうございます。皆様 方におかれましては健やかに新年をお迎えのこ ととお慶び申し上げます。

さて、当法人では毎年元旦に行われる拝賀式で一年が始まります。数年前までは法人内の利用者の皆様と職員が一堂に会しての拝賀式でしたが、現在では施設ごとに行っています。それでもみんなで新年の幕開けを祝い、そして一年の健康を願いつつ、お互いに挨拶を交わす…。在り様は変わっても何とも身の引き締まるような清々しい気持ちになります。

この拝賀式をはじめ、門松・おせち料理・お 年玉など、その在り様は変わってはきているも のの今でも正月の風物詩としてたくさんの人々 に受け継がれています。

一方で、昭和時代と比べるとその姿をほとんど見かけなくなってきているものもあります。 昭和 40 年代以前の生れの方には、馴染み深い車のしめ縄飾りもいつの頃からか、ほとんど見かけなくなりました。子供たちの遊びでも凧あげやコマ回し、羽子板などもあまり見かけなくなっています。また、近年では年賀状のやり取りも若者層の間では馴染みが薄れ、メール等の普及が進んできています。

こうした時代の移り変わりの中、私達社会福祉法人においても平成29年4月には新しい制

度・体制でスタートすることになります。戦後 の混乱期、国の社会福祉事業を担うべく、1951 年、公の支配に属する団体として社会福祉事業 法により社会福祉法人が創設されました。以来、 措置制度と云う仕組みの中で日本の社会福祉の 発展に大きく寄与してきました。その後、少子 高齢化や地域社会の変容を背景に2000年、社 会福祉事業法から社会福祉法へ改正され、社会 福祉の在り方も大きく転換されました。

そして今回、一部の社会福祉法人の不祥事や 内部留保問題等により社会福祉法人制度改革が 行われますが、国の財政事情とも相まっての法 改正であると思います。今般の社会福祉法人制 度改革は、社会福祉法人、とりわけ中・小規模 社会福祉法人にとりましては極めて厳しいもの ではありますが、全国経営協では、「社会福祉 法人の存在意義を示し、これを前向きにとらえ て積極的な対応を図る契機である」との見解を 示しています。

時代は変わっても地域における福祉サービスの充実を図ると云う社会福祉法人の本質は変わるものではないと思います。地域において地域の皆様に頼りにされるような社会福祉法人をこれからも地域と共に目指していきたいと思います。

● ● ● ● ● 経営協 に加入しましょう!! ● ● ● ● ●

私たち社会福祉法人が果たしている役割を広くアピールしながら、身近な社会福祉増進にさら に貢献できるよう、全国経営協に結集して会員の充実・強化に向けた政策提言を進めていきます。 ・・・組織力を高めることが、「経営協」を大きな力にできます!・・・

加入申込は県経営協事務局まで TEL 099-257-9885

改正法施行に向けた会員法人向け支援ツール等の公開

全国経営協では、改正社会福祉法の施行にあたり、各会員法人が円滑に対応できるよう『会員法人 向け支援ツール』等を本会のホームページ(会員専用ページ)にて公開していますので、施行に向けた準 備に向けて、ぜひご活用ください。

<会員法人向け支援ツール等>

- ①社会福祉法人定款例の解説【11月30日公開】
- ②社会福祉充実残高の試算ツール ver.3.2【12 月 5 日公開】
- ③制度改革対応相談窓口『ちょっと教えて!経営協』 【12月5日開設】

なお、今回の公開にあわせて、ホームページの改修を行い、『会員専用ページ』と『情報公 開ページ』の統合を図りました。支援ツール等のダウンロードにあたっては、すでに会員法人 で活用いただいている「法人ID」と「パスワード」により会員専用ページにログインしてく ださい。

改正法施行に向けた会員法人向け支援ツールを追加

経営協情報No.52 (11 月 30 日発行) でご案内しておりますとおり、改正社会福祉法の施行にあたり、各 会員法人が円滑に対応できるよう『会員法人向け支援ツール』を本会の会員専用ページに公開しました。 本日、以下2点のツールを追加・公開しましたので、ぜひご活用ください。

評議員選任・解任委員会運営規則(例)と作成のポイント

- 評議員選任・解任委員会の運営について定める規則の例示。
- ▶ 記載内容のポイントについて解説しているほか、「評議員選任・解任委員会に関するチェ ックポイント」を付しており、同委員会が必要な要件を満たしているかどうか、手軽にチ エックできます。

保育事業経営法人・小規模法人向け 社会福祉法の解説 ~社会福祉法改正への対応 これだけは押さえておきたい基本の4ステップ~

- ▶ 保育事業経営委員会で作成した、いわゆる 1 法人 1 保育所のような小規模法人を対象に、 改正社会福祉法の平成29年4月1日施行に向けた準備の参考資料です。
- ▶ 各法人で準備が必要と思われる順に、具体的な手順や注意することを簡潔にまとめてお り、小規模法人における改正法への対応の概要を短時間で確認できます。

【これまでに実施した今年度経営協の取組み】

月	B	行事名	場所	主な内容等
平成 28 年	6	知事への要望	県庁知事室	平成29年度予算等に対する要望
10	7	第2回会計研修	城山観光ホテル	会計実務講義及び質疑等対応等
11	22	第4回鹿児島県経営者大会 (社会福祉法人制度改革対応セミナー)	"	基調講演、記念講演、分科会 社会福祉法人制度改革対応

【これからの経営協の取組み(予定を含む)】

月	日	行事名	場所	主な内容等
平成 29 年 1	18	第5回福祉に対する私たちの想い スピーチコンテスト	県民交流センター	各施設からの応募作品の発表・表彰
1	26	第3回会計研修 (奄美会場)	奄美サンプラザホテル	決算会計業務及び質疑応答等
2	8	第3回会計研修 (鹿児島会場)	城山観光ホテル	決算会計業務及び質疑応答等
2	14	有識者懇談会	県社会福祉センター	指導監査に関する意見交換